

第9章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

第1信号 沈没注意水位（警戒水位）の達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止- ○-休止- ○-休止- ○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止- ○-休止- ○-休止- ○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止- ○-休止- ○-休止- ○-休止
第4信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 ○-休止- ○-

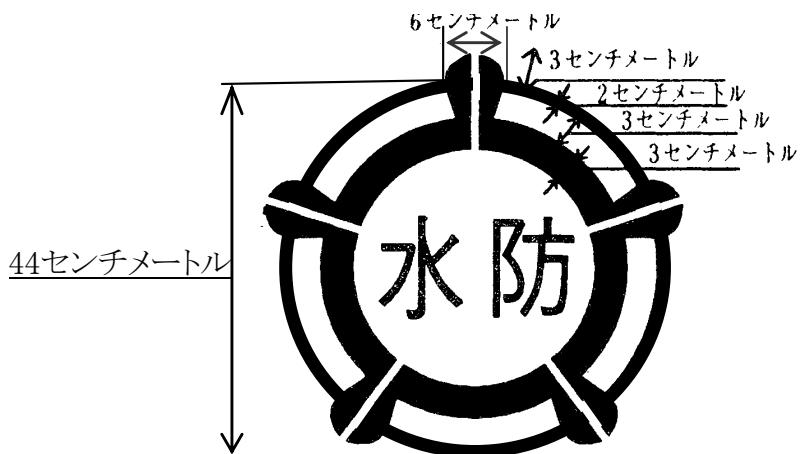
備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条の規定により、知事の定めた水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



- 注 1 水防の字は赤とする。
2 外枠は黒とする。

第3節 身分証票

法第49条第1項又は第2項の規定により、町の職員及び水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
<p>第 号</p> <p>身 分 証 票</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>湧別町長</p>	<p>1. 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>3. 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>4. 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p>